



飛島村
子育てガイドブック



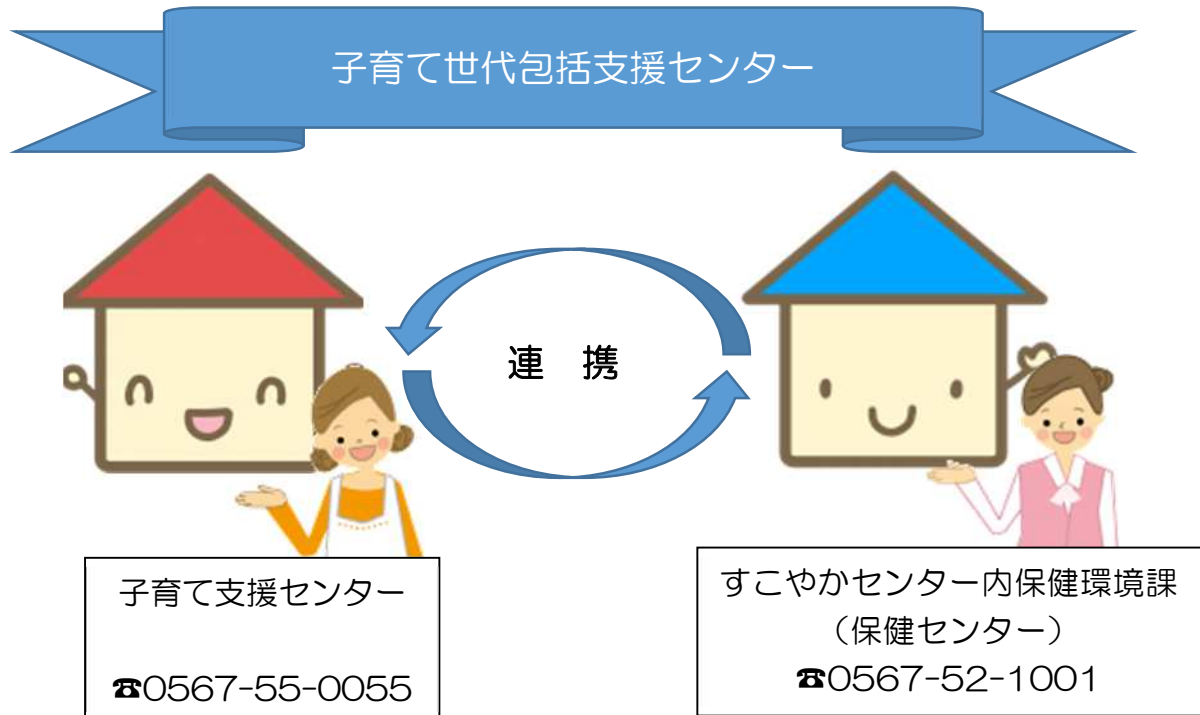
目次

- ・相談機関・・・1 ページ
- ・妊娠したら・・・2 ページ
- ・出産したら・・・4 ページ
- ・健康診査について・・・6 ページ
- ・予防接種について・・・7 ページ
- ・発育・発達について・・・8 ページ
- ・親子でお出かけ・みんなで遊ぼう・・・9 ページ
- ・公民館・図書館のこと・・・10 ページ
- ・子どもの預かり・・・11 ページ
- ・助成・補助・手当について・・・12 ページ
- ・国民健康保険・国民年金について・・・19 ページ
- ・施設紹介・・・20 ページ



【相談機関】

●子育てに関する総合相談窓口



子育て支援センターと保健環境課（保健センター）では、子育てコーディネーターと保健師が、妊娠中から子育て期及び思春期（18歳）までのさまざまな相談に対応し、必要な情報・サービスの提供を行います。 どちらの施設でも相談できます。



- 就園について：すこやかセンター内福祉課 ☎0567-52-1001
- 就学・不登校・いじめなど教育について：中央公民館内教育課
教育課職員及び公認心理士が教育相談に応じます。 ☎0567-52-3351
- 戸籍・手当・医療費について：民生部住民課 ☎0567-97-3472
- 児童虐待について：すこやかセンター内福祉課 ☎0567-52-1001
海部児童・障害者相談センター ☎0567-25-8118
(虐待通告)児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応) ☎189

【妊娠したら】



母子健康手帳 交付 ※随時交付	妊娠と診断された方に母子健康手帳を交付します。 妊娠中のお母さんと赤ちゃんの様子だけでなく、出産後の子どもの成長や予防接種の記録をする大切な手帳になります。 必要書類：妊娠届出書・個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 ※タクシーチケット助成 P.12 参照	
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊産婦乳児健康診査受診票（妊婦 14 回、産婦 2 回、乳児 2 回、新生児聴覚検査 1 回）、妊婦歯科健康診査受診票を交付します。 受診票を使用し、かかりつけ産科医療機関または助産所で健康診査を受けてください。 健康診査を受ける時期は受診票に記載しています。 ※県外で受診する際は、事前にお知らせください。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001
☆ 妊産婦歯科 健康診査	個別(村内の歯科医院)：妊婦のみ。妊婦歯科健康診査受診票と母子健康手帳を持って受診してください。 集団(すこやかセンター)：妊婦及び産後 1 年未満の産婦。※事前予約必要	
☆ パパ・ママ サロン	安心して、妊娠・出産・子育てができる準備をするために助産師さんと楽しく学びましょう。妊婦のみでも、ご夫婦での参加もお待ちしています。 令和 5 年度から支援センターで開催します。サロン後、赤ちゃんサロンにも参加できます。	
	対象者：妊婦とその夫 ※事前予約必要	
赤ちゃん サロン	ふれあい遊びや絵本の紹介、おもちゃ作りなどを行います。情報交換や仲間作りの場として妊娠中から参加できます。 ※子育て応援金について この赤ちゃんサロンに参加の際、妊娠 7 か月ごろに送付されますアンケートをぜひご提出ください。 対象者：妊婦と 1 歳頃までの親子	【問合せ先】 子育て支援センター ☎55-0055

☆印：個別通知あり

産後ケアのご紹介

出産後、「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安」、「お産と育児の疲れから体調が良くない」、「授乳が上手くいかない」など支援が必要な時に、医療機関での宿泊や、助産師さんの訪問など、お母さんの身体のケアや育児サポートを受けられる「産後ケア」があります。

利用できる方

- ・お母さんの体調不良や育児不安等がある方

※施設によっては、その施設で妊婦健診の受診、または出産した方を産後ケア利用の条件にしている場合があります。出産する施設を選ぶときに「産後ケア」をおこなっているかも情報収集すると良いでしょう。

利用内容

- ・お母さんの体調管理や乳房のケア
- ・赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- ・沐浴や授乳等の育児に関する相談
- ・休息をとるための赤ちゃんの預かりや食事の提供 など

実施施設

- ・大橋産婦人科クリニック
- ・千音寺産婦人科
- ・貴子ウィメンズクリニック
- ・日本赤十字社愛知医療センター
名古屋第一病院
- ・真野産婦人科
- ・メイプルベルクリニック

産後のお母さんは気分の落ち込み
や不安定さが続くこともありま
す。その場合は、産後ケアではな
く心の問題を専門とする医療機関
を早めに受診しましょう。

利用方法・料金

利用条件がありますので直接実施施設にご相談ください。



【出産したら】



出生届	子どもが生まれた日から 14 日以内に「出生届」の提出が必要です。 ・届出人：①父または母 ②同一世帯の人 ③医師または助産師 ・届出先：①本籍地 ②住所地 ③出生地 ・必要書類：出生届出書（医師または助産師の証明があるもの）、母子健康手帳 ※3人目の子どもが誕生した場合、行政ポイントが発行されます。 *出生体重が 2,500g 未満の場合は、同時に低体重児出生届の記入をお願いします。 低体重児出生届は、すこやかセンター内保健環境課へ提出となります。 それを元に、すこやかセンター内保健環境課の保健師から家庭訪問の連絡をさせていただきます。 （詳細は8ページを参照ください。）	【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472
子ども医療費 給付	0歳～18歳まで（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。受給者証の発行には、申請が必要です。 ・必要書類：子ども医療費受給者証交付・更新申請書、健康保険証（対象となる子のも）	
未熟児養育医療費給付	医師が入院養育を必要と認める未熟児が、指定養育医療機関において医療を受ける場合、自己負担額等を助成します。養育医療券の発行には申請が必要です。 ・必要書類：養育医療給付申請書、指定養育医療機関からの医師の意見書、世帯全員の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類	



児童手当 ※この項目において、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校（中学生）には義務教育学校後期課程を含みます。	中学校を卒業するまでの児童を養育している方には「児童手当」が支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。 ・支給時期：6月・10月・2月 ・月額：3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円 （第3子以降は、15,000円） 中学生 10,000円 ※児童手当の所得制限限度額以上の方は特例給付として一律5,000円 ※特例給付の所得上限額以上の方は受給資格消滅 ・必要書類： ①1人目の子どもが生まれた場合・転入された場合・一度受給資格が消滅となり再認定請求する場合 認定請求書、請求者名義の通帳、請求者と配偶者の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 ②2人目以降の子どもが生まれた場合 額改定請求書 ※一度特例給付の所得上限額以上となり、受給資格が消滅となった方は、納税通知書または特別徴収税額の決定・変更通知書等により特例給付の所得上限額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内に再度認定請求をする必要があります。 ※請求者が公務員である場合は、職場での手続きとなります。	【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472
--	--	---------------------------------------



【健康診査について】



産婦健康診査	産婦健康診査受診票を使用し、出産病院で健康診査を産後8週以内に2回受けてください。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001 
1 か月児健康診査	乳児健康診査受診券1回目を使用し、出産病院で健康診査を受けてください。	
☆ 3・4か月児健康診査	問診・身体計測・内科診察・個別相談	
6・7か月児健康診査	乳児健康診査受診券2回目を使用し、かかりつけ医療機関で健康診査を受けてください。	
☆ 9・10 か月児健康診査	問診・身体計測・内科診察・講話（発達・歯科・事故予防・育児）・救急応急手当のDVD視聴・個別相談	
☆ 1歳6か月児健康診査	問診・身体計測・集団遊び・内科診察・歯科診察・ブラッシング指導・個別相談	
☆ 3歳児健康診査	問診・身体計測・集団遊び・内科診察・歯科診察・ブラッシング指導・視力検査（屈折検査）・聴力検査・個別相談	

☆印：すこやかセンターで行う集団健診 個別通知あり



【予防接種について】



定期予防接種	新生児家庭訪問の際に、保健師から接種スケジュールや内容の説明をし、予診票をお渡しします。 1歳以降の予防接種は誕生月に個別に通知します。 転入された方は、転入前の予診票と母子健康手帳を持って窓口にお越しください。新しい予診票をお渡しします。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001
任意予防接種 費用助成	一部の任意予防接種を受けられた村内に住所を有する方に対して接種費用を助成します。 必要書類：医療機関発行の領収書、被接種者または親権者の名義の通帳、母子健康手帳(インフルエンザを除く) 申請期限：接種した年度末まで	
	[おたふくかぜ] 対象：1歳から就学前相当年齢 助成回数：2回 助成金額：全額 [インフルエンザ] 対象：65歳未満 助成回数：1年度毎 (13歳未満2回、13歳以上1回) 助成金額：1回あたり上限2,000円	



【発育・発達について】



☆ 新生児・産婦 家庭訪問	保健師が生後2か月までのすべての赤ちゃんを訪問し、発育や発達の確認、予防接種についての説明、お母さんの健康管理や子育ての相談に応じます。 出生体重が2,500g未満の低出生体重児の場合や心配なことがあるときは早めの訪問も可能です。	
☆ 離乳食講習会	事故予防についてのDVD視聴・発達講話・ふれあい遊び・歯科講話・離乳食の進め方と試食を行います。 ※3・4か月児健康診査の翌月	
☆ ぴかもぐ教室	6か月から1歳頃までの離乳食や幼児食、歯みがきなどについて管理栄養士・歯科衛生士と一緒に学びましょう。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001
☆ むし歯予防教室 ・ ひよっこ教室	1歳～未就園児に歯科健診、染め出し、フッ化物塗布、ブラッシング指導を行います。 言語聴覚士による、ことばの発達についての講話があります。ことばについての相談もできます。 ※飛島保育園、第一保育所においても同様の教室を実施。	
発達相談	保健師と発達心理士が子育てへのアドバイスを行います。2歳から発達検査も受けられます。	
育児相談	保健師・管理栄養士・歯科衛生士・発達心理士による育児相談です。 身体計測、発達・発育相談、離乳食・幼児食、歯科などの相談に応じます。 ※日程と場所は、飛島村ホームページ、広報またはすこやかカレンダーにてご確認ください。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001 子育て支援センター ☎55-0055
きらきら教室	発達の遅れや育児不安など子育てに困り感がある未就学児とその保護者を対象とした教室です。集団活動や親子遊びなどの経験を通し、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、また親子の絆を深めます。	【問合せ先】 子育て支援センター ☎55-0055

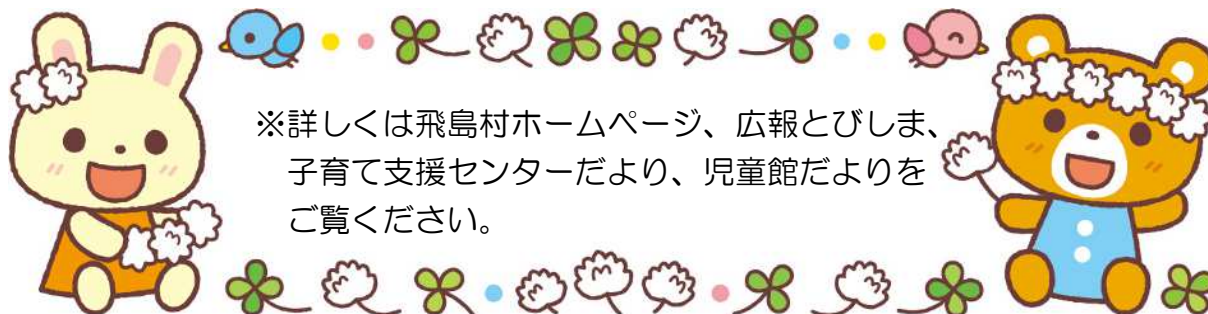
☆印：個別通知あり



【親子でお出かけ・みんなで遊ぼう】

親子教室 パオパオキッズ	みんなで体操や手遊び、季節の歌をうたったり、親子でふれあい遊びを楽しみます。ごっこ遊びや季節に合わせて製作なども行います。 (1歳～未就園児対象)	【問合せ先】 子育て支援センター ☎55-0055
にこにこ ひろば	季節に合った手形や足形をします。 (未就園児対象)	
おはなし ひろば	月～金曜 午前11時30分から、午後3時30分から、絵本の読み聞かせを行います。	
季節の行事 など	七夕会、運動会、クリスマス会、豆まき、お楽しみ会やお誕生日会を行います。(未就園児対象)	
☆ すくすく教室	幼児の食事について楽しく学びましょう。 親子で楽しいふれあい遊びもあります。 おやつを試食、調理体験があります。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001
おやこで あそぼ	親子で一緒に遊んだり、製作をしたりします。 (2歳～年長児とその保護者対象)	【問合せ先】 すこやかセンター内 児童館 ☎52-4331
小学生対象の 事業	体を動かしたり、製作をしたり、季節に合わせたイベントを行います。	

☆印：個別通知あり



【公民館・図書館のこと】



子育てまかせてちょ セミナー		外部講師による子育てに関する様々なセミナーを行います。 ※広報や飛島村ホームページ、村内各所に掲示されているチラシをご覧ください。	【問合せ先】 中央公民館内 生涯教育課 ☎52-3351
ブックスタート		絵本を通じ、心ふれあうひとときを持つきっかけ作りのために、絵本の読み聞かせを行います。 ※ブックスタートパック（絵本2冊や赤ちゃんに読んであげたい絵本リスト等）をプレゼントします。 ※偶数月最終火曜 午後2時頃（こんにちは赤ちゃん後開催）	
おはなし会	こんにちは 赤ちゃん	乳幼児に絵本の読み聞かせや手遊び、わらべうたの紹介をします。 ※偶数月最終火曜 午後2時頃	【問合せ先】 すこやかセンター内 図書館 ☎52-4333 
	おはなし ぷくぷく	乳幼児に人形劇や絵本・紙芝居の読み聞かせ、わらべうたの紹介をします。 ※毎月第1火曜 午前10時30分から	
	としょかん おじさんの おはなし	乳幼児・小学生に絵本・紙芝居の読み聞かせや手あそびをします。 ※毎月第3土曜 午前10時30分から	
	コアラの おはなし	乳幼児・小学生に絵本・紙芝居の読み聞かせや手あそびをします。 ※毎月第1土曜 午前10時30分から	



【子どもの預かり】



一時保育	幼児の保護者の就労や疾病など、一時的に保育が必要なときに、一定期間の範囲でご利用いただけます。 利用方法や利用日時などの詳細については、各施設へ直接お問い合わせください。 対象者：教育・保育給付認定または施設型給付認定を受けていない満1歳以上の未就学児
認定こども園・ 保育所等の 利用について	保護者の就労や出産前後、疾病などのため、家庭内で保育することができない未就学児を保護者に代わって認定こども園や保育所で保育します。 詳細は幼保連携型認定こども園飛島保育園又はすこやかセンター内福祉課にご確認ください。 ※村外に所在する幼稚園、認可外保育施設等の利用を希望される方はすこやかセンター内福祉課にご相談ください。

【一時保育 問合せ先】

●幼保連携型認定こども園飛島保育園

住所：飛島村元起三丁目28番地 ☎52-1561

●飛島村立第一保育所

住所：飛島村大字古政成六丁目1番地 ☎55-0315

【認定こども園・保育所の入園・入所 問合せ先】

●幼保連携型認定こども園飛島保育園

住所：飛島村元起三丁目28番地 ☎52-1561

●飛島村立第一保育所…すこやかセンター内福祉課 ☎52-1001



【助成・補助・手当について】



一般不妊治療 費助成事業	村内に住所を有する夫婦で不妊症と診断され、治療開始日において女性の年齢が 43 歳未満の一般不妊治療を受けた方に、治療費用の一部を助成します。 助成金額：本人負担額または、5万円のいずれか低い額 助成期間：通算2年間 対象期間：前年度3月～当該年度2月までの治療費 申請期間：当該年度末まで	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001 
シーラント 予防処置費 補助事業	むし歯予防として第一大臼歯のシーラント予防処置費の一部を補助します。 対象者：かかりつけ歯科医が必要と認めた村内に住 所を有する年中児～小学4年生 ※かかりつけ歯科医の証明が必要なため、事前に問 い合わせください。 補助金額：本人負担額1歯最低500円以上 ※6歳以上はその差額または1,920円のいずれか 低い方の金額 ※6歳未満はその差額または2,730円のいずれか 低い方の金額	
妊産婦子育て タクシー料金 助成	妊産婦及び子育て中の保護者の移動が少しでも安心できるようにタクシー料金の一部を助成します。 対象者：①妊産婦 ②0～4歳未満（4歳の誕生日前日まで） 助成金額：15,000円（利用券500円×30枚） ※乗車料金から利用券の料金分を差し引いて超えた額は、実費となります。 使用期限： ①妊産婦 母子健康手帳を交付されてから出産後 2か月程度まで ②0～2歳 当該年度3月末まで ③3歳 4歳の誕生日前日まで	



大人の風しん 予防接種助成 事業	妊婦が「風しん」にかかることを予防するため、風しんワクチン接種費用一部を助成します。 対象者：村内に住所を有する女性で、「風しん抗体検査」を受け、抗体が十分でないと判断され、次の事項に全て該当する方 ①妊娠を希望する女性で、出産経験のない方 ②風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチンを含む）の予防接種を受けたことがない方 ③風しんにかかったことがない方 助成金額：①麻しん風しん混合（MR）ワクチン 5,000 円 ②単独風しんワクチン 3,000 円 助成回数：1 回 必要書類：風しん抗体検査の結果、申請者名義の通帳 ※接種前に申請が必要です。 ※愛知県が実施する「風しん抗体検査」に申請すると、検査費用が無料になります。	【問合せ先】 すこやかセンター内 保健環境課 ☎52-1001
---------------------------------	---	---

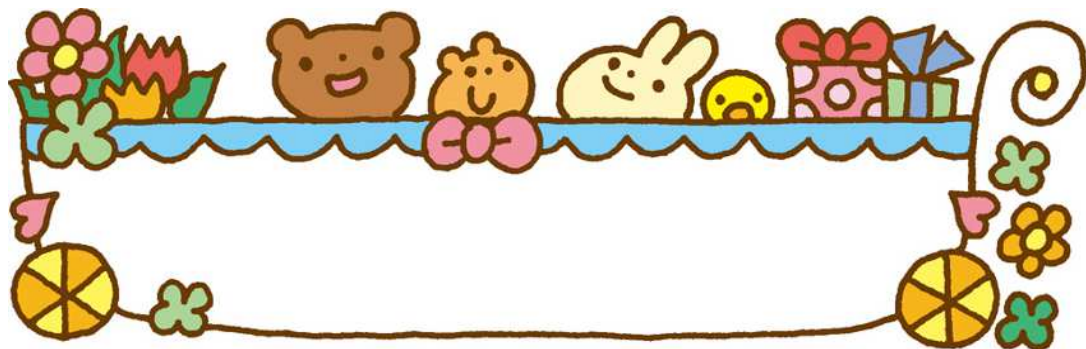
チャイルドシート 購入費補助事業 	育児奨励金（新生児1人当たり5万円支給）へ統合するため令和5年3月31日をもって廃止となりました。 なお、令和5年3月31日時点で村内に住所を有する6歳以下のお子様を養育する保護者であって、これまでにチャイルドシート購入費補助金の交付を受けていない場合は、令和5年9月30日までに申請していただければ補助金の交付を受けることができます。 対象者：村内に住所を有する6歳以下の子ども（6歳に達した日の属する年度の末日まで）を養育する保護者の方でチャイルドシートを購入した方。 補助金額：購入金額の 1/2 または1万 5,000 円のいずれか低い方の金額。ただし、1,000 円未満は切り捨てる。 補助回数：子ども1人につき1回	【問合せ先】 すこやかセンター内 福祉課 ☎52-1001
---	--	---



子育て家庭 優待事業 「はぐみんカード」	子育て家庭に配布される「子育て家庭優待カード」で、県内の協力店舗・施設で提示すると、商品のサービスや割引など、様々な特典が受けられるカード。 対象者：愛知県内（名古屋市を除く）に在住の 18 歳未満の子どもの保護者または妊婦	
出産・子育て 応援金	妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ相談支援と、妊娠時及びお子様の出生後の経済的支援を一体的に実施するものです。 - 支給金額 妊娠届出時 妊婦 1 人につき 5 万円 - 出生届出後 新生児 1 人につき 5 万円 ※妊娠 7 か月ごろにアンケートが送付されますので、ご協力をお願いします。なお、ご協力いただけない場合、出生届出後の応援金は支給されません。	【問合せ先】 すこやかセンター内 福祉課 ☎52-1001
新生児祝金	出生時に本村に住民登録をした新生児の保護者には「新生児祝金」が支給されます。出生届時に申請のご案内をします。 - 支給金額：1 人につき 5 万円 - 必要書類：新生児祝金支給申請書、 申請者名義の通帳	【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472
育児奨励金	出生時から本村に連続して住所登録をしている満 1 歳児をもつ保護者には、「育児奨励金」が支給されます。対象者の方には、申請書等を郵送させていただきますので、申請をお願いします。 - 支給金額：1 人につき 10 万円 - 必要書類：育児奨励金支給申請書、 申請者名義の通帳 ※本村の住民基本台帳に登録され、その生活の基盤が専ら村内にあり、新生児・育児奨励金対象児の誕生日以前から本村に連続して住所登録をしている者に限る	

就学祝金	※この項目において、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。小学校または中学校に入学した年の5月1日現在本村に住所があり、通学している児童または生徒の保護者には、「就学祝金」が支給されます。対象者の方には、申請書等を配布または郵送させていただきますので、申請をお願いします。 ・支給金額：1人につき10万円 ・必要書類：就学祝金支給申請書、 申請者名義の通帳 ※本村の住民基本台帳に登録され、その生活の基盤が専ら村内にある者に限る	
遺児手当	父または母に重度の障がいのある家庭やひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方には、「遺児手当」が支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。 ・支給時期：5月・7月・9月・11月・1月・3月 ・月額：3,200円(児童1人あたり) ・必要書類：遺児手当認定申請書、受給者名義の通帳、最新の戸籍謄本(本籍が本村である方は不要)	【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472
	※このほかにも愛知県遺児手当(県制度)や児童扶養手当(国制度)を受給できる場合があります。手当を受給するには、申請が必要です。受給要件や必要書類等については、お尋ねください。	
母子・父子家庭医療費給付	父または母が重度の障がいのある家庭やひとり親家庭が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。受給者証の発行には、申請が必要です。 ・必要書類：母子・父子医療費受給者証交付・更新申請書、健康保険証(対象となる父または母とその子のもの)	

	対象者： ・ひとり親家庭で 18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）の者を扶養する父母 ・ひとり親家庭で扶養されている 18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）の者 ・父または母に重度の障害を有する家庭で 18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）の者を扶養する父母 ・父または母に重度の障害を有する家庭で扶養されている 18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）の者 ※未就学児（0 歳～6 歳に達した日の属する年度の末日まで） は、子ども医療の対象となります。子ども医療から母子・父子家庭医療への変更手続きの必要な方には、役場から書類を郵送させていただきますので、手続きをお願いします。	
--	---	--



心身障害者 扶助料	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には、「心身障害者扶助料」が支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。 ・支給時期：９月・３月 ・月額：身体障害者手帳 １級 ６,０００円 ２級 ５,０００円 ３・４級 ４,０００円 ５・６級 ２,０００円 - 療育手帳 - Ａ判定 ５,０００円 - Ｂ判定 ４,０００円 - Ｃ判定 ２,０００円 - 精神障害者保健福祉手帳 １級 ５,０００円 ２級 ４,０００円 ３級 ２,０００円 ・必要書類：心身障害者扶助料支給申請書、 受給者名義の通帳、身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 (お持ちの手帳全て) 対象者： ・身体障害者手帳１～６級をお持ちの方 ・療育手帳Ａ～Ｃ判定をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳１～３級をお持ちの方 ただし、一部施設入所の方は除く。 ※このほかにも人工透析通院費助成金（村制度）や在宅重度障害者手当（県制度）、障害児福祉手当（国制度）、特別児童扶養手当（国制度）を受給できる場合があります。手当を受給するには、申請が必要です。受給要件や必要書類等については、お尋ねください。	【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472
----------------------	--	---------------------------------------



障害者 医療費給付	心身に障害を有する方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。受給者証の発行には、申請が必要です。 ・必要書類：障害者医療費受給者証交付・更新申請書、健康保険証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（お持ちの手帳全て）	【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472
	対象者： ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方 ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方 ・知能指数が50以下の方 ・自閉症候群と診断されている方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
	※未就学児（0歳～6歳に達した日の属する年度の末日まで）は、子ども医療の対象となります。子ども医療から障害者医療または精神障害者医療への変更手続きの必要な方には、役場から書類を郵送させていただきますので手続きをお願いします。	



【国民健康保険・国民年金について】



国民健康保険 への加入	社会保険等国民健康保険以外の健康保険に加入できない方、生活保護を受けていない方は、国民健康保険への加入手続きが必要となります。 ・届出人：国民健康保険加入世帯の世帯主	【問合せ先】 民生部住民課 ☎97-3472
国民健康保険 税の減免	国民健康保険税の平等割・均等割の20%を減免します。毎年度申請が必要となります。 ・必要書類：各福祉医療費受給者証、世帯主の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 対象者：4月1日現在、障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭等医療の受給者証の交付を受けている国民健康保険加入世帯の世帯主	
国民年金保険 料の産前産後 期間免除	出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。 多胎妊娠（双子など）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出ができます。 ・必要書類：出産する方の個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類、窓口に来る方の本人確認書類、母子健康手帳（出産前に届出の場合）、出生証明書など出産日と親子関係がわかるもの（被保険者と子どもが別世帯の場合） 対象者：国民年金第1号被保険者	



施設紹介

飛島村すこやかセンター

- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1
- 代表電話番号：52-1001



飛島村保健センター

- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1（すこやかセンター 1 階）
- 電話番号：52-1001
- 開館時間：月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- 休館日：土曜・日曜・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

飛島村児童館

- 住所：飛島村松之郷三丁目 46 番地の 1（すこやかセンター 1 階）
- 電話番号：52-4331
- 利用対象：村内在住の小中学生・乳幼児とその保護者
- 開館時間：月曜～土曜 午前 9 時～午後 5 時
（6 月～9 月は午後 5 時 30 分まで）
- 休館日：日曜・休日・年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）



飛島村図書館

- 住所：飛島村大字松之郷三丁目 46 番地の 1（すこやかセンター 2 階）
- 電話番号：52-4333
- ホームページ：<http://www.lib-tobishima.aichi.jp/>
- 開館時間：火曜～金曜 午前 10 時～午後 6 時
土曜・日曜・休日 午前 9 時～午後 5 時
- 休日：月曜（月曜が祝日（休日）の場合は次の平日）
年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
館内整理日（毎月最終の金曜。5 月・12 月を除く。）



休日の場合は、その前日の木曜)

特別整理期間(毎年1回 15 日以内の期間で別に定める日)、臨時休館(館長が必要と認める日)

■貸出点数・期間：図書・雑誌：1人5冊、2週間

CD・ビデオ・DVD：1人2点、1週間

複製絵画：1人1点、2ヶ月

※図書利用カードは、下記に該当している方に発行ができます。

① 飛島村・津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町に住んでいる方

② 飛島村に通勤または通学している方

図書利用カードの発行を希望される方は、『館外利用申込書』に必要事項をご記入の上、身分証明書(免許証・保険証・学生証・マイナンバーカードなど)と一緒に受付に提出してください。

なお、通勤者は『通勤証明書』の提出、通学者は『学生証』の提示を併せてしてください。

飛島村中央公民館

■住所：飛島村竹之郷三丁目1番地

■電話番号：52-3351

■利用時間：火～土曜：午前9時～午後9時30分

日曜・休日(月曜を除く)：午前9時～午後5時

■休館日：月曜、年末年始(12月28日～1月4日)



飛島村子育て支援センター

親子で気軽に遊びに来ることのできる遊び場です。

親子教室(パオパオキッズ)や赤ちゃんサロン、季節の行事等を開催しています。

子育て相談にも応じていますので、お気軽にご相談ください。

■住所：飛島村竹之郷二丁目47番地

■電話番号：55-0055

■利用対象：村内在住の就学前の子どもとその保護者(妊婦を含む)

■開館時間：月曜～金曜

【午前の部】9:00～12:00

【午後の部】13:00～16:00

■休館日：土曜・日曜・休日・年末年始(12月28日～1月4日)



飛島村児童クラブ

放課後から保護者の就労が終わるまでの間、子ども達が安心して過ごせる生活の場です。年齢や発達状況が異なる子ども達が一緒に過ごします。

■住所：飛島村大字松之郷三丁目 21 番地

■電話番号：52-4900

■利用対象：飛島村立飛島学園の前期課程に在学する学齢児童（1 年～6 年）の保護者又は家族が、放課後に就労等のため留守となる家庭の児童を対象としています。

■利用時間

- ・平日 放課後～午後 6 時 30 分
- ・土曜・学校休業日 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分

■休館日：日曜・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

■利用料

- ・1 月～7 月・9 月～12 月…月額 5,000 円 ・8 月…月額 8,000 円
- ・おやつ代… 月額 1,200 円（別途おやつ代には振替手数料 22 円がかかります）

※利用料には減免制度・還付制度があります。

詳しくは児童クラブまでお問い合わせください。

■具体的な支援内容

- ・放課後の子ども達の健康管理、情緒の安定
- ・放課後の子どもたちの安心・安全の確保
- ・遊びを通しての自主性・社会性・創造性を培う
- ・児童クラブの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に着ける
- ・保護者からの相談対応



